

2013年（平成25年）10月1日

放送人権委員会決定 第51号
「大阪市長選関連報道への申立て」
— 勸告 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）

「大阪市長選関連報道への申立て」に関する委員会決定 勸告

申立人 大阪交通労働組合
A
被申立人 朝日放送株式会社

苦情の対象となった番組

『ABCニュース』(月～金 午前11時35分～42分)

放送日時 2012年2月6日(月)の上記番組内の1分37秒のニュース

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ページ

【本決定の構成】

事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4ページ
1. 放送の概要と申立ての経緯	
2. 論点	
委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5ページ
1. 本件申立てについて	
2. 本件放送は何を報じたか	
3. 本件放送により、申立人の社会的信用ないし評価が低下したか	
4. 本件放送に公共性、公益性、真実性・真実相当性が認められるか	
5. 放送倫理上の問題	
結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12ページ
放送内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13ページ
申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・	14ページ
申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・	16ページ

【決定の概要】

1. 朝日放送は、2012年2月6日の『ABCニュース』で、「大阪市交通局の労働組合が、去年の大阪市長選挙で『現職市長の支援に協力しなければ、不利益がある』と、職員を脅すように指示していた疑いが、独自の取材で明らかになりました」とのリードのニュースを「スクープ」として放送した。ニュースでは、「朝日放送が独自に入手した紹介カードの回収リスト」を映像で示し、内部告発者が、「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」と匿名映像で語っている。

2. 本件の申立人は、大阪交通労働組合という団体である。このため、委員会は、個人による申立てを原則とする本委員会運営規則に照らし、審理入りの是非について検討した。その結果、労働組合が個々の労働者の権利・利益の確保を主眼とする、各労働者の集合としての性格が強い団体であること、また、本件放送は、組合及び組合員個人らの信用や名誉・名誉感情等の権利利益に対して深刻な影響を及ぼすおそれがある内容を含むものであることから、当委員会の過去の判断をふまえ、本件申立てについては救済を検討する必要性が高く、委員会において権利侵害や放送倫理上の問題の有無について審理することが相当であると判断した。

3. 本件放送による権利侵害の有無について、委員会は次のように判断した。

本件放送の内容について、朝日放送は、申立人が選挙への協力を強要したとの「疑惑」あるいはこの疑惑を追及する市議会議員の活動を報じるものであると主張する。しかし、協力を強要する文章が書かれた「回収リスト」について断定的に報じ、放送冒頭で「朝日放送のスクープです」と強調するなど、一般的な視聴者からすれば、本件報道は、申立人が非協力的な組合員を威圧し、選挙への協力を強要し、内部告発者が発した「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」とのコメントを伝えるものと受け止めよう。

本件放送は、申立人の社会的信用・評価を低下させるものである。本件放送には、公共性、公益性は認められるが、主要な部分において真実ではなく、また、放送の時点で真実であると考えたことについて相当の理由も認められない。すなわち、本件放送で報じられた「非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える」との指示が書かれた回収リストは、ねつ造されたものであった。また、報道にあたって申立人に対する取材を行っておらず、取材を行わなかったこと理由も薄弱である。

その一方、回収リストの真偽については、朝日放送もその後の報道においてねつ造であることを報じている。本件放送によってもたらされた申立人の社会的評価の低下は、一定程度、回復されているとみることもできる。

4. しかしながら、本件放送には、放送倫理上の重大な問題がある。本件放送は、「スクープ」として疑惑を真実であるかのように断定的に報じ、さらに「やくざ」という強い表現で論評を行ったものである。そして、すでに述べたように、それは申立人への取材もないままに行われた。本件放送は、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とうたう放送倫理基本綱領（NHK・民放連）に違背し、正確・公正な報道を求める「日本民間放送連盟 報道指針」の「2 報道姿勢」に反するものである。

委員会は、朝日放送に対し、本決定の主旨を放送するとともに、スクープ報道における取材や表現のあり方、主要な事実が真実に反すると判明した場合の対応について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

事案の内容と経緯

1．放送の概要と申立ての経緯

被申立人である朝日放送は2012年2月6日の『ABCニュース』で、「大阪市交通局の労働組合が、去年の大阪市長選挙で『現職市長の支援に協力しなければ、不利益がある』と、職員を脅すように指示していた疑いが、独自の取材で明らかになりました」とのリードのニュースを「スクープ」として放送した。

ニュースでは、「今回、朝日放送が独自に入手した紹介カードの回収リストには『非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える』との指示が書き込まれていました」と映像で示しながらコメントし、内部告発者が「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」と匿名映像で語っている。そして、内部告発を受けた大阪維新の会の市議会議員が事実確認のため交通局に出向いてやり取りする様子を伝え、「総務部しか知らないはずの非組合員のコード番号も記され、組織ぐるみの疑いが強まっています」とのコメントで終えている。

3月26日に交通局が回収リストは交通局に勤務する内部告発者のねつ造だったとする調査結果を発表し、朝日放送も報道した。これに対し、大阪交通労働組合は朝日放送に謝罪と訂正放送等を求め面談したり書面を送ったりしたが、朝日放送はこれに応じない旨回答した。

大阪交通労働組合は同年8月に名誉と信用の毀損を訴えて委員会に申立書を提出し、その後委員会が労組に対し組合員個人からの申立ての意向があるか確認したところ、1人の組合員（書記）を申立人に加えた労組と連名の申立書が提出された。

委員会は朝日放送に「見解」を求めたうえで、12月の委員会で運営規則5条1項6号の苦情の取り扱い基準に照らして大阪交通労働組合と組合員1人を申立人とする事案として審理入りを決定した（審理入りの理由の詳細は後述）。

2．論点

申立人の主張と被申立人の答弁から、委員会が主な論点として取り上げたのは、以下のとおりである。

本件放送は何について報じたのか。

本件放送は申立人の社会的評価を低下させたか。

本件放送に公共性、公益性、真実性・真実相当性を認めることができるか。

申立人の社会的評価の低下等は、その後の報道等によって回復したか。

本件放送に放送倫理上の問題点はなかったか。

委員会の判断

1. 本件申立てについて

当委員会運営規則5条1項6号は、苦情の取り扱い基準として、「苦情を申し立てることができる者は、その放送により権利の侵害を受けた個人またはその直接の利害関係人を原則とする。ただし、団体からの申立てについては、委員会において、団体の規模、組織、社会的性格等に鑑み、救済の必要性が高いなど相当と認めるときは、取り扱うことができる」と定めている。

申立人である大阪交通労働組合は、1948年に設立された組合員6240名(2012年8月1日現在)の団体である。しかしながら、労働組合は、「労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体」(労働組合法2条)と定義され、個々の労働者の権利・利益の確保を主眼とする、各労働者の集合としての性格が強い団体である。また、本件放送は、本組合による重大な不正行為の告発の趣旨を含み、本組合及び組合員個人らの信用や名誉・名誉感情等の権利利益に対して深刻な影響を及ぼすおそれがある内容を含むものであった。

委員会の過去の判断をふまえ、以上の事実関係を総合的に考慮したとき、本件申立てについては、救済を検討する必要性が高く、本組合の団体の規模、組織、社会的性格等をあわせ考えてもなお、委員会において権利侵害や放送倫理上の問題の有無について審理することが相当である。

一方、個人(本組合書記)による申立てについては、大阪交通労働組合による申立てと実質において同じものであり、被害として列挙されている内容も、書記職に付随して生じうる被害を超えるものではないため、別個に審理する必要は認められない。

なお、以下において「申立人」という場合には、大阪交通労働組合を指すものとする。

2. 本件放送は何を報じたか

本件放送が具体的に何を報じたのかについて、申立人、被申立人の間で争いがあるため、確認しておく。

(a) 申立人によれば、本件放送は事実に反し、申立人が「現職市長の支援に協力しなければ、不利益があると職員を脅すように指示していた」こと、「(人を脅す)やくざと言ってもいいくらいの団体」であること等を報道し(申立書)申立人に「誤った疑い」をかけた報道(反論書)である。

これに対して被申立人は、答弁書の「まとめ」において、「労組が依然として過度の政治活動をしていたことが明らかになった状況の中で、こうした疑惑が持ち上が

ったこと自体が、視聴者に知らせるべきニュースであると判断し、「この『疑惑』を報道」したのであり、本件放送が行われた2月6日の時点では「『当該リスト』疑惑については『疑い』という表現にして」と述べている。また、ヒアリングにおいては、より明確に、「あくまでこれは維新の会の市議の動きを伝えたということになる」、「疑惑があって、その疑惑に対して調査が始まったという報道」と述べている。

(b) 確かに本件放送では、「疑い」という言葉が2回用いられている。一つは、リード部分における「『職員を脅すように指示していた疑い』が、独自の取材で明らかになりました」という箇所であり、他の一つは、「総務部しか知らないはずの非組合員のコード番号も記され、『組織ぐるみの疑い』が強まっています」というニュースのまとめである。また、市議の行動については、「内部告発を受けた維新の会の市議が、けさ（6日朝）事実確認のため交通局に出向きました」として、そのコメント等が報じられている。

しかしながら、本件放送が、単なる「疑惑」および市議の活動についての報道であるとみることはできない。本件放送は、「去年11月の市長選で、勤務時間中に現職の平松氏支援のための『知人紹介カード』を集めていたことが発覚し、橋下市長に謝罪」していたという事実を述べたうえで、「さらに、今回、朝日放送が独自に入手した紹介カードの回収リストには、『非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える』との指示が書き込まれていました」と報じている。すなわち、そのような内容の「回収リスト」の存在およびその作成に申立人が関与したことについて、本件放送は断定的に報じている。このことに加え、本件放送の冒頭で「朝日放送のスクープです」と強調され、本件報道の真実性が強く印象づけられることもあわせ考えると、一般的な視聴者からすれば、本件放送は、申立人が非協力的な組合員を威圧し、選挙への協力を強要し、これに対して内部告発者が「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」とコメントしたのだと受け止めるであろう。

3. 本件放送により、申立人の社会的信用ないし評価が低下したか

本件放送の内容を上述のように理解すると、本件放送が申立人の社会的信用ないし評価を低下させるものであったことは明らかである。

(1) 本件放送当時の申立人に関する報道状況

申立人は、大阪市の他の6つの労働組合とともに大阪市労働組合連合会（市労連）を構成する規模の大きな労働組合である。また、被申立人の答弁書等によれば、市労連および申立人については、過去の大阪市長選挙において特定候補者を支援し、選挙に影響力を行使してきたほか、本件放送に関連する2011年11月27日の市長選

拳においても、市交通局庁舎内で当時の現職市長の推薦人紹介カードが出回り、あるいは組合員が勤務時間中に活動に従事していたとされている。

また、こうした組合の活動を受け、2011年の市長選挙で現職を破って当選した新市長が、市労連を含む労働組合の事務所の市庁舎からの退去を求めたり、「組合適正化」を目的とする条例の制定を目指す意向を表明するなど、2011年末から2012年初めにかけて、労働組合の政治活動やそれへの対応のあり方が、重要な関心事の一つとして注目を集めていた。

こうした状況を受けて、本件放送以前にも、申立人と市労連に対して多くの批判的な報道がなされてきた。

(2) 社会的信用ないし評価の低下

(a) 一般視聴者の通常の注意と視聴方法をふまえると、上述のように、本件放送は単なる疑惑ではなく、申立人が問題の回収リストを通じて、組合員に対し、2011年の大阪市長選挙において申立人の推す候補者を支援しなければ不利益があるとして協力を強要したという事実を摘示するものである。

一般に、労働組合には本来の目的である労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ること（労働組合法2条参照）のほかに、一定の範囲で政治的活動を行うことが認められている。また、申立人は、現業職員により組織される組合であり、地方公務員法36条の規制（政治的行為の制限）の適用を受けるものでもない。

しかし、本件のように「非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える」との指示の下、特定候補の支援を強要することは、労働組合に許される政治的活動の範囲を大きく逸脱するものであることは明らかであり、本件報道によって、申立人の社会的信用ないし評価が低下したことは、想像に難くない。

確かに、申立人の社会的信用・評価は、2011年11月の市長選挙への関与をめぐる当時の報道状況（上述(1)）により、すでに著しく低下していたともいえる。しかし、本件放送で報じられた、不利益を示唆したうえでの協力の強要という事実は、それまでに報じられ、申立人の社会的評価の低下をもたらした諸事実と同種の事実であるということではできても、同一の事実ではないし、それによって申立人が受けるべき社会的非難の程度も、一段と大きいものであろう。換言すれば、申立人の活動および本件放送当時の報道は、本件放送による名誉毀損の程度を判断する一材料にはなるとしても、名誉毀損の成否それ自体を左右するものではない。

(b) さらに、本件放送は、内部告発者の発言として「やくざと言ってもいいくらいの団体」という論評を行うものである。この発言は、論評の前提となる事実の真実性・真実相当性が認められない場合には、違法な権利侵害との評価をまぬがれない。また、この発言は、その組合員に対する否定的評価を当然に内包しており、社会通念上許さ

れる限度を超えた侮辱行為として、組合員の名誉感情を侵害しているおそれもある。

4．本件放送に公共性、公益性、真実性・真実相当性が認められるか

本件放送は、「公共の利害に関する事実に係るもの」であり、「専ら公益を図る目的」であったとすることができるが、その主要な部分において真実ではなく、また、放送の時点で真実であると信じたことについての相当の理由があったと認めることもできない（これらの要件については、刑法230条の2参照）。

（1）公共性、公益性

(a) まず、本件放送は、大阪市長選挙に対する申立人の関与について報じたものであり、公共性を認めることができる。すなわち、その対象が公務員または公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、それが公共の利害に関する事項であるといえることができる。さらに、2011年11月の市長選挙をめぐっては、市職員の労働組合による関与が繰り返し報じられるなど、労働組合の政治活動の解明および規制の検討が、市政における重要な関心事になっていたことは上述の通りである。仮に申立人が特定候補の支援を強要したとすれば、これについて報じることは、まさしく公共の利害に関する事実についての報道である。

(b) 次に、本件放送は、「スクープ」であることが強調され、放送自体も申立人を非難する論調であったほか、内部告発者の「やくざ」発言の部分をあえて放送するなど、表現方法において問題がある。しかし、それらは、本件放送が「専ら公益を図る目的」ではなかったとするものではない。

（2）真実性・真実相当性

しかしながら、本件放送は真実ではなく、また、真実と信ずるについて相当の理由があったと認めることもできない。

(a) まず、本件放送で報じられた申立人による「非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える」との指示が書かれた回収リストは、ねつ造されたものであった。このことは、大阪市による調査によって明らかとされ、被申立人も事後に報道したところである。

(b) 次に、真実でないことが事後的に明らかになった報道であっても、報道の時点においてその内容が真実であると信ずるについて相当の理由があるときには、不法行為は成立しないものと解されている（真実相当性）。しかし、問題の「回収リスト」について、真実相当性があったとはいえない。

この点について被申立人は、組合による「知人・友人紹介カード」の配布等、内

部告発者が提供したそれまでの情報は真実であったこと、本件報道は市議会議員の市政調査権に基づく調査に依拠したものであること、本件「回収リスト」に使用された用紙および同リストに記載された職員コードから、リスト作成に交通局内部の人間が関与したと認めるに至った旨、主張している（答弁書およびヒアリング後の補充回答書）。しかしながら、これらはいずれも、委員会に提出された資料等においては、申立人に対する取材を行わずに本件回収リストが真実であると信じた理由としては薄弱である。

については、内部告発者から提供されたそれまでの情報が真実であったとしても、当該リストが真実であり、かつまた申立人がその作成に関与したという事実が真実であることを、申立人に対して裏付け取材することなしに信ずべき理由とはならない。

次に、ヒアリングにおいて被申立人は、当該市議会議員の行動が、いわゆる百条委員会のような法的意味の市政調査権（地方自治法100条1項）の枠内で行われたものではなく、議員の個人的な活動であることを認めている。そうであれば、市議会議員から提供された情報であるというだけでは、真実相当性を認めるには不十分である。

最後に、用紙および職員コードの一致から、当該回収リストに一定の信憑性があると判断したこと自体については理解できるが、リストに非組合員である管理職の職員コードが含まれている以上、果たして当該回収リストの作成に申立人が主体的に関与したのかどうかについて、裏付け取材をするべきであった。被申立人は、リストに管理職である職員が記載されていたことをもって、その信憑性を疑うのではなく、かえって交通局の組織ぐるみであるとの疑念を持ったとする。しかし、そのように判断した合理的な根拠は示されていないし、交通局と申立人が別の組織である以上、申立人の主体的関与については慎重に裏付けをとるべきであった。

以上のとおり、本件放送は、当該回収リストの存在に関する情報提供が申立人に批判的な市議会議員からなされたものであるにもかかわらず、申立人への裏付け取材がなされておらず、しかも、取材を尽くしていないことについて十分な理由がない。申立人および申立人の加盟する市労連の組合員が、2011年の市長選挙において特定候補者を支援する活動に従事したという事実があり、本件放送はそこで問題となった候補者の紹介カードの「回収リスト」に関して報道するものであったという事情を考慮したとしても、その内容に真実相当性を認めることはできない。

同じことは、委員会に提出された資料等においては、「やくざ」という論評の前提となる事実の真実性および真実相当性についてもあてはまる。

(c) 以上からすれば、本件放送については名誉毀損が成立するということができる。

なお、被申立人によって提出された資料によれば、本件放送と類似した報道が、他の放送局および新聞等によってなされたことがうかがえる。ただし、被申立人と同様

に事前に本件回収リストに関する情報を入手しながらも、報道を控えたテレビ局もあるとされ、また、本件放送後になされた新聞各紙の報道の多くは、必ずしも本件回収リストが真正のものとの前提に立ったものではなかった。しかし、いずれにしても、委員会は、本件の判断に際して他社による報道について考慮する必要はない。本件放送が申立人の名誉を毀損したものであるか否かは、他社の報道とは無関係に、独立して判断されるべきものである。

また、被申立人は、他社が類似の報道をしていたことを理由に、申立人本部にかかってきた誹謗中傷電話が本件放送に起因するものかどうか断定できない旨主張しているが、そもそも名誉毀損の成否は、誹謗中傷電話等の具体的被害の有無と切り離して判断されるべきものである。委員会は、これまでも、複数の社による類似の報道について、それぞれ別個に名誉毀損または放送倫理上の問題の有無を審理してきたことを付言しておく。

(3) 被申立人のその後の報道等

民法723条は、「他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる」と規定する。この規定にいう「適当な処分」の典型は、いわゆる謝罪広告ないし謝罪放送であろうが、たとえ謝罪の言葉が明示的に含まれていなかったとしても、事後の報道を通じて、申立人の社会的評価は一定程度、回復したと考えることもできる。

本件においては、問題の回収リストの真偽は本件放送の当時において明らかではなく、その後、市の調査によって、交通局の職員がねつ造したものであることが判明したという経緯があり、回収リストがねつ造であったことについては、被申立人も報道を行なっている。申立人が大阪市政において影響力のある団体であり、他の報道機関による報道も行われていることをあわせ考えれば、回収リストがねつ造であることは一般視聴者において広く周知されている。

したがって、本件放送は名誉毀損には該当するものの、それによってもたらされた申立人の社会的評価の低下は、一定程度、回復されているとみることもできる。その一方で、本件放送には見逃すことのできない複数の放送倫理上の問題が認められる。そこで、本決定では、名誉毀損を指摘するよりも、次項で述べるように放送倫理上の問題を取り上げることの方が、今後の放送倫理の向上のために有益であると判断した。

なお、すでに述べたように、事後の報道によって申立人の社会的評価の低下は相応に回復されているとみられることや申立人が影響力のある団体であることからすれば、本決定の主旨が放送されれば、名誉毀損の救済にも資すると判断する。

5 . 放送倫理上の問題

放送倫理基本綱領は「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とうたい、民放連の報道指針は「2 報道姿勢」において、「誠実で公正な報道活動こそが、市民の知る権利に応える道である。われわれは取材・報道における正確さ、公正さを追求する」と定める。その(2)では、「予断を排し、事実をありのまま伝える。未確認の情報は未確認であることを明示する」とある。

本件放送は、「スクープ」であることを強調して疑惑を断定的に報じ、さらに「やくざ」という強い表現で論評を行ったものである。そして、すでに述べたように、それは申立人への取材を行わないまま放送された。委員会は、特に以下の4点から、本件放送に放送倫理上の重大な問題があると判断した。

申立人に対する取材のあり方 情報源が申立人に対立的な大阪維新の会の市議と内部告発者で、申立人の社会的評価を低下させる放送内容であれば、回収リストが本物かどうかを含め申立人を取材してその言い分を放送することは、取材の基本であろう。被申立人は「取材努力はしたが、間に合わなかった」とヒアリングで述べているが、具体的で説得的な説明がなかった。

断定的報道 被申立人は、本件放送は、市議が回収リストを入手し本物かどうか市の幹部に問い質した動きを伝えたもので、「疑惑」が明らかになった段階で報道するのが責務であるとヒアリングで述べている。しかしながら、「スクープです」に始まり末尾の「組織ぐるみの疑いが強まっています」とのコメントに至るまで、本件放送では、「回収リスト」が本物であることが当然の前提となっている。一般視聴者には、申立人が市長選挙への協力を組合員に強要していたことは事実であると認識されよう。

内部告発者の「やくざ」という発言 被申立人は、あくまで内部告発者が証言した比喩的発言を引用したと述べているが、回収リストが本物と決め付けられない「疑惑」の段階では、引用を控えるべきだったのではないか。放送局の映像素材の編集の自由(裁量)を考えれば、なぜこの発言部分を放送したのか理解に苦しむ。

続報のあり方 民放連の報道指針の「5 透明性・公開性」の(2)は、「誤報や訂正すべき情報は、すみやかに取り消しまたは訂正する」と定める。その趣旨をふまえれば、続報では本件放送の日時やリード部分等を明示したうえで、申立人の関与がなかった事実を伝えるべきであった。

結論

公共の利害に関する報道は、報道機関の最も重要な使命の一つであり、選挙の公正や公務員のあり方に関するスクープ報道は、極めて意義の高いものである。本件放送は、市長選挙に対する大阪交通労働組合の関与という、注目度の高いテーマについて報じたものであり、公共性の高い題材を扱ったものである。しかしながら、委員会は、上述の理由から、本件放送には放送倫理基本綱領（NHK・民放連）および「日本民間放送連盟 報道指針」に反する放送倫理上重大な問題があると判断した。

いかに報道することが重要であるとしても、裏付け取材の必要性その他の放送倫理上の要請を軽視してよいことにはならない。また、疑惑を報道するのであれば、取材努力を尽くしたうえで、あくまでも疑惑の段階であることが明確になるようにすべきである。委員会は、被申立人に対し、本決定の主旨を放送するとともに、スクープ報道における取材や表現のあり方、主要な事実が真実に反すると判明した場合の対応について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する。

放送内容

被申立人が提出した同録DVDによると、本件放送は以下のような内容である。

映像 スーパー	コメント 発言およびインタビュー
<p>映女性アナ顔出し (タイトルスーパー) 「現場支援に非協力なら不利益」 独自 大阪市の労組 職員を“脅迫”か</p> <p>(VTRスタート) 映平松氏の紹介カード 労組委員長が橋下市長に謝罪 〔謝罪映像左上に 「大阪市役所/先月4日」〕 大阪市交通局の労働組合 去年11月の市長選で現職・平松氏支援 の「知人紹介カード」集める 謝罪 映回収リスト/文言部分 朝日放送が入手したカードの 回収リスト</p> <p>映内部告発者の背中 内部告発者 正直恐怖を覚えた (人を脅す)やくざと言って いいくらいの団体だと思う</p> <p>映交通局に出向いて面談する市議 〔左上に「午前9時」〕 内部告発を受けた大阪維新の会の 大阪市議が交通局へ 映発言する市議 大阪維新の会の市議 はっきりとしたどう喝ですよね</p> <p>映交通局総務課長 大阪市交通局総務課長 (リストを)ざっと見る限り (交通局に)在籍している職員 職員コードもほぼ間違いない</p> <p>映並べられた回収リスト/ 文言部分/氏名欄のぼかし 紹介カードの回収リスト 交通局職員の3割にあたる1867人 政治活動が制限されている管理職も</p> <p>交通局総務部しか知らないコード 番号 交通局の組織ぐるみの疑いも</p>	<p>(リード) まずは朝日放送のスクープです。 大阪市交通局の労働組合が、去年の大阪市長選挙で 「現職市長の支援に協力しなければ、 不利益がある」と、 職員を脅すように指示していた疑いが、 独自の取材で明らかになりました。 (本記) 大阪市交通局の労働組合は、 去年11月の市長選で、 勤務時間中に現職の平松氏支援のための 「知人紹介カード」を集めていたことが発覚し、 橋下市長に謝罪しています。</p> <p>さらに、今回、朝日放送が独自に入手した 紹介カードの回収リストには 「非協力的な組合員がいた場合は、 今後、不利益になることを本人に伝える」との 指示が書き込まれていました。 (内部告発者インタビュー) 「正直恐怖を覚えますね。 やくざと言っても いいくらいの団体だと思っています」(音声は加工)</p> <p>内部告発を受けた維新の会の市議が けさ、 事実確認のため交通局に出向きました。 (市議の発言) 「はっきりとした これはどう喝ですよね」 (総務課長の発言) 「おそらくざっと見る限りにおいて、 在籍している職員で、 職員コードについてもほぼ間違いないと」</p> <p>リストには、 交通局職員の3割に当たる1867人が並び、 政治活動が制限されている管理職もいます。</p> <p>総務部しか知らないはずの 非組合員のコード番号も記され、 組織ぐるみの疑いが強まっています。</p>

申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面とヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁は以下のとおりである。

	申立人（大阪交通労働組合）	被申立人（朝日放送）
何を報道したか 論点	<p>事実反して、リードで「(申立人が)去年の大阪市長選挙で、現職市長の支援に協力しなければ、不利益があると職員を脅すように指示していた」と伝え、さらに「やくざといってもいくらかの団体」、「(組合員を)どう喝」、「(申立人が関与した)組織ぐるみ」などと報道した。</p>	<p>市政調査権を持つ市議が「紹介カード」の回収を迫る「当該リスト」疑惑の内部告発を受けて調査、市交通局は徹底調査を言明した。労組が依然として過度の政治活動をしていたことが明らかになった状況の中で持ち上がったこうした「疑惑」を報道した。</p>
社会的評価の低下 論点	<p>申立人が当該リストに深く関与していた疑いを不当に強調するもので、社会的信用や名誉を大きく傷つけた。 ほとんどの視聴者の認識は「やくざ」イコール「暴力団」であり、団体を誹謗中傷する最も悪質なことばである。 申立人(個人)が悪辣で反社会的な存在である印象を植え付けた。</p>	<p>ニュースは、大交労組という「団体」について報じたもので、「個人が被害を受けた」とする申立てそのものが不適切。多数の誹謗中傷は「組合」に対するもので、「個人」に向けられたものではない。</p>
具体的な被害	<p>社会的非難の対象となっただけでなく、多数の誹謗中傷電話によって組合業務や活動が大きく妨害された。 スクープ直後から誹謗中傷の電話が鳴り響き、電話を取るのも躊躇する恐怖感に苛まれた。</p> <p>申立人(個人)は電話で「放送見ただ、お前らこんなことして許されると思うのか」、「税金泥棒」など人格を否定するような罵詈雑言を浴び、精神的苦痛を被った。家族も親族や友人から猜疑の目で見られ、不要な心労を煩うことになった。</p>	<p>夕刊やテレビの夕方のニュースで同様の報道をしており、誹謗中傷や苦情の電話が弊社の昼ニュースの視聴者だけから寄せられたものか疑問である。</p>

	申立人	被申立人
公共性・公益性 論点	国民は「正確に知る権利」を求めているのであって、歪んで誤った事実を「知る権利」を求めているのではない。「国民の知る権利」を掲げるなら市民や団体の名誉権等を侵害するのではなく、より慎重な報道に重点をおくべきである。	厳しい目を向けられている巨大な組織に対し、市政調査権のある市議が調査に乗り出したとすれば、たとえ真偽が確定しない途中経過であっても、「国民の知る権利」に応えるため、ニュースとして報じることになる。
真実性・真実相当性 論点	<p>本件放送が指摘するような「現職市長の支援に協力しなければ、不利益があると職員を脅すように指示していた」事実はない。職員に恐怖を覚えさせるような行為も行っておらず、「やくざといってもいいくらいの団体」でもなく、大阪維新の会の市議が言うような「どう喝」も行っていない。さらに労組が関与した「組織ぐるみ」でもない。</p> <p>ねつ造者の情報を盲信し、私たちに一切確認することなく、インタビューを放送した（ヒアリング）。</p> <p>1回の報道内容、とりわけスクープには慎重な検証と裏付けが求められる。スクープを焦るあまりの拙速な報道と考える。</p>	<p>労組の関与が絶対とは断定できないため、「職員を脅すように指示していた疑い」との表現にとどめた。</p> <p>内部告発者の情報は確度の高いものであり、これまでの告発は全て事実と判明している。</p> <p>本件放送は「市政調査権」を持つ市議の調査の動きを伝えたものである。リストに記載の名前と職員コードが一致し、リストの原本も白色度の低い大阪市役所特有の紙だった。</p> <p>労組への取材努力はしたが、間にあわなかった（ヒアリング）。</p> <p>「やくざ」の発言はあくまで内部告発者が証言した印象の比喩的表現を引用して使った。</p> <p>記者が知りえた情報を総合的に判断して報じたもので、「裏付けや検証も不十分なまま」「予断に基づいて」報道したわけではない。</p>
他社の報道	他社の報道によって、被申立人の責任が免れるわけではない。一連の報道の堰を切ったのは、視聴者に「やくざのような団体」という誤った認識をもたらせた当該スクープだった。	疑惑が持ち上がったこと自体、視聴者に知らせるべきニュースであり、すべてのメディアが第1報としてこの「疑惑」を報道している。
局への要求	視聴率が高いABCニュース内における謝罪と放送内容の訂正。	リストがねつ造で、労組が関与していなかったことは続報の中で明らかにしている 謝罪、訂正の必要はないと考える。

申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内 容
2012年 2月 6日	『ABCニュース』が本件放送
3月26日	大阪市交通局がリストはねつ造と発表
4月27日	大阪交通労働組合が朝日放送に謝罪等を求め質問と要求書
5月14日	朝日放送が労組に回答書
6月 8日	労組が朝日放送に再質問書
6月25日	朝日放送が労組に回答書
8月22日	委員会が労組からの申立書を受理
8月30日	申立書の追加資料を受理
9月11日	労組が話し合い決裂を朝日放送に通知
9月28日	申立書に関する朝日放送の「見解」を受理
11月 2日	組合員（書記）を申立人に追加した申立書を受理
11月15日	上記申立書に関する朝日放送の「見解」を受理
12月18日	第192回委員会 審理入り決定
2013年 1月18日	朝日放送の答弁書を受理
1月29日	申立人（労組）の反論書を受理
2月15日	朝日放送の再答弁書を受理
2月19日	第194回委員会 審理
3月19日	第195回委員会 審理
4月16日	第196回委員会 審理
5月10日	起草委員による論点と質問事項打ち合わせ
5月21日	第197回委員会 審理
6月18日	第198回委員会 ヒアリング、審理
7月10日	第1回起草委員会
7月16日	第199回委員会 審理
7月26日	第2回起草委員会
8月20日	第200回委員会 審理
9月11日	第3回起草委員会
9月17日	第201回委員会 審理 「委員会決定」案を了承
10月 1日	「委員会決定」通知・公表

**放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）**

委 員 長	三宅 弘
委員長代行	奥 武則
委員長代行	坂井 眞
委 員	市川 正司
委 員	大石 芳野
委 員	小山 剛
委 員	曾我部真裕
委 員	田中 里沙
委 員	林 香里